

お電話でのお薬の申込み（処方）について

～新型コロナウイルス感染症拡大防止対策～

厚生労働省の通知により、新型コロナウイルス感染症対策の拡大を防止するため、令和2年2月28日付けで慢性疾患等を有する定期受診患者さんへの電話再診による処方が臨時的に認められました。

当院でも対象患者さんに対し、令和2年3月23日～令和2年5月29日、電話再診による処方箋発行を行います。

【対象の患者さん（下記の項目すべて該当する方）】

- ① 当院にて、慢性疾患等で定期的に受診をいただき、状態に変わりのない方。
- ② 次回の受診予約があり、原則、検査等の予約がない方。
- ③ 定期的に処方（原則28日以上）されている方。

※対象患者さんであっても、処方箋が発行できない場合がございます。

●電話再診による処方の流れ

- ① 電話再診をご希望される方は、下記ダイヤルまでお電話ください。
その際、いくつかのご質問にお答えいただきます。
(お手元に、診察券又は予約票、お薬手帳をご準備ください)
- ② その後、折返し当院よりお電話いたします（医師との電話再診）。
(お時間につきましては、診察等の状況により、概ね17時までにはさせていただきます。)
- ③ 電話再診後、医師が処方箋を発行。当院よりご指定の調剤薬局へFAXいたします。
(なお、原本は当院より調剤薬局へ送付いたします。)
- ④ 調剤薬局へ、お薬を取りに行ってください。
- ⑤ 後日、次回予約票とお支払いのお知らせを郵送させていただきます。
お会計は、次回来院日にお支払いください。

電話再診をご希望の方は、下記のダイヤルへお問い合わせ下さい。
お問い合わせの際、「電話再診による処方を希望する」旨をお伝えください。

0736-37-1218

予約日の9時00分～10時30分までにお電話下さい。

(上記以外の時間帯は受け付けておりません。)